

2008年漁業センサス調査結果の概要

平成21年8月31日
 関東農政局 千葉農政事務所
 統計部 経営・構造統計課
 253-9213
 千葉県総合企画部統計課
 223-2220

漁業センサスは、漁業の生産構造等を明らかにし、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的に5年ごとに実施されている農林水産省所管の指定統計調査（指定統計第67号）である。

本概要は、平成20年11月1日現在で実施した調査の千葉県内分を取りまとめたものである。

平成20年の海面漁業経営体数は3,118経営体で、前回調査（平成15年）に比べ18.8%減少した。漁業就業者は5,916人（男5,024人、女892人）で14.6%減少した。男子の漁業就業者は、60歳以上が過半数を占めているが、15～29歳の若年層は前回調査に引き続き44人（15.4%）増加した。

[関係課照会先]（水産施策全般）農林水産部 水産局 水産課（電話223-3041）

1 海面漁業調査

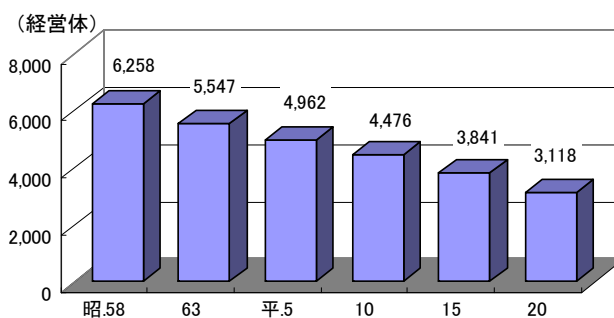
(1) 漁業経営体※1（県系統調査）

ア 平成20年の海面漁業経営体数は3,118経営体で、前回調査に比べ723経営体（18.8%）減少した。

（図1）

イ 経営組織別にみると、個人経営体は3,049経営体（全体の97.8%）、団体経営体は69経営体（同2.2%）で、前回調査に比べ、それぞれ18.7%、24.2%減少した。（表1）

図1 漁業経営体の推移



| 年 | 58-63 | 63-5 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 増減数 | △711 | △585 | △486 | △635 | △723 |
| 増減率(%) | △11.4% | △10.5% | △9.8% | △14.2% | △18.8% |

表1 経営組織別経営体数

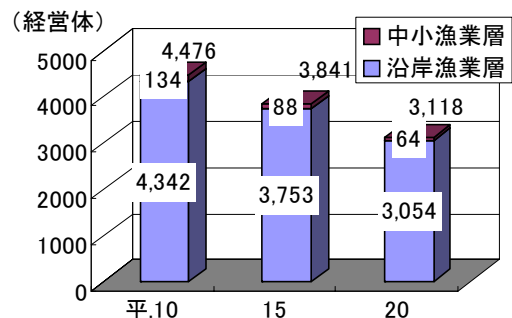
単位：経営体

| 区分 | 総数 | 個人経営体 | 団体経営体 | | | | | |
|--------|------------------|-------|------------|-------|--------|--------|-------|-------------------|
| | | | 計 | 会社 | 漁業協同組合 | 漁業生産組合 | 共同経営 | 官公庁 学校 試験場等 |
| 平成20 | 3,118 | 3,049 | 69 | 39 | 11 | 2 | 17 | - |
| 平成15 | 3,841 (3,837) | 3,750 | 91 (87) | 45 | 10 | 2 | 30 | 4 (0) |
| 構成比(%) | | | | | | | | |
| 20 | 100.0 | 97.8 | 2.2 | 1.3 | 0.4 | 0.1 | 0.5 | - |
| 15 | 100.0 | 97.6 | 2.4 | 1.2 | 0.3 | 0.1 | 0.8 | 0.1 |
| 増減数 | △723 | | △22 | | | | | |
| 20-15 | (△719) | △701 | (△18) | △6 | +1 | ±0 | △13 | - |
| 増減率(%) | △18.8 | | △24.2 | | | | | |
| 20/15 | (△18.7) | △18.7 | (△20.7) | △13.3 | +10.0 | ±0.0 | △43.3 | - |

注) 2008年調査から官公庁、学校、試験場等のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所は調査対象から除外された。

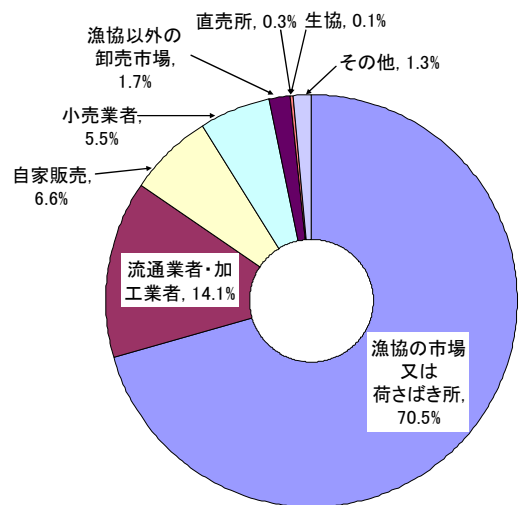
ウ 漁業層別※2 に見ると、沿岸漁業層は3,054経営体(全体の97.9%)、中小漁業層は64経営体(同2.1%)で、前回調査に比べ、それぞれ18.6%、27.3%減少した。(図2)

図2 漁業層別経営体数



エ 漁獲物の主な出荷先をみると、漁協の市場又は荷さばき所に出荷した漁業経営体数は2,587経営体(全体の70.5%)で最も多く、次いで流通業者・加工業者が518経営体(同14.1%)、自家販売が244経営体(同6.6%)となっている。(図3)なお、主な出荷先は複数回答となっており、合計値は経営体数と一致しません。

図3 漁獲物の主な出荷先

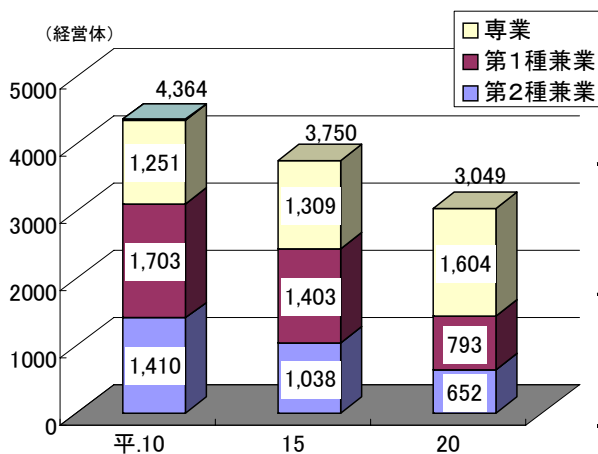


(2) 個人漁業経営体(県系統調査)

ア 個人漁業経営体(3,049経営体)を専兼業別※3にみると、専業が1,604経営体(構成比52.6%)で、前回調査に比べ22.5%増加した。

一方、第1種兼業が793経営体(同26.0%)、第2種兼業が652経営体(同21.4%)で、前回調査に比べ、それぞれ43.5%、37.2%減少している。(図4)

図4 専兼業別経営体数の推移



| 年 | | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| 増減数 | 専業 | △71 | 58 | 295 |
| | 第1種兼業 | △131 | △300 | △610 |
| | 第2種兼業 | △275 | △372 | △386 |
| | 計 | △477 | △614 | △701 |
| 増減率 | 専業 | △5.4% | 4.6% | 22.5% |
| | 第1種兼業 | △7.1% | △17.6% | △43.5% |
| | 第2種兼業 | △16.3% | △26.4% | △37.2% |
| | 計 | △9.8% | △14.1% | △18.7% |

イ 個人漁業経営体で、自家漁業の後継者※4のいる個人経営体数は467経営体で、前回調査に比べ17経営体(3.8%)増加した。(表2)

表2 後継者の有無別個人経営体数

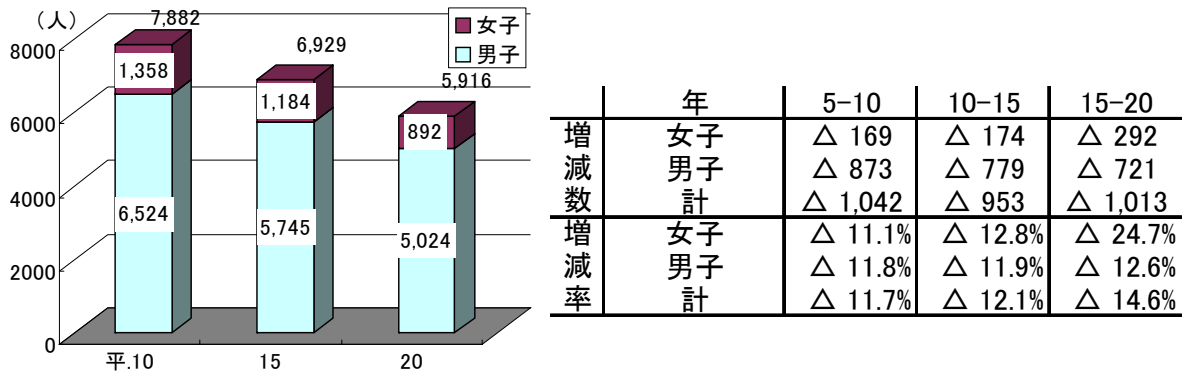
単位：経営体

| 区分 | 平成 20 年 | | | 平成 15 年 | | | 後継者 有り経 営体増 減数 | 後継者 有り経 営体増 減率(%) |
|----|----------|-------|----------|---------|-----|-------|-------------------------|----------------------------|
| | うち、後継者あり | | うち、後継者あり | | | | | |
| | 経営体数 | 割合(%) | 経営体数 | 割合(%) | | | | |
| 総数 | 3,049 | 467 | 15.3% | 3,750 | 450 | 12.0% | 17 | 3.8% |

(3) 漁業就業者※5 (県系統調査)

ア 漁業就業者数は5,916人(男子5,024人、女子892人)で、前回調査に比べ1,013人(14.6%)減少した。(図5)

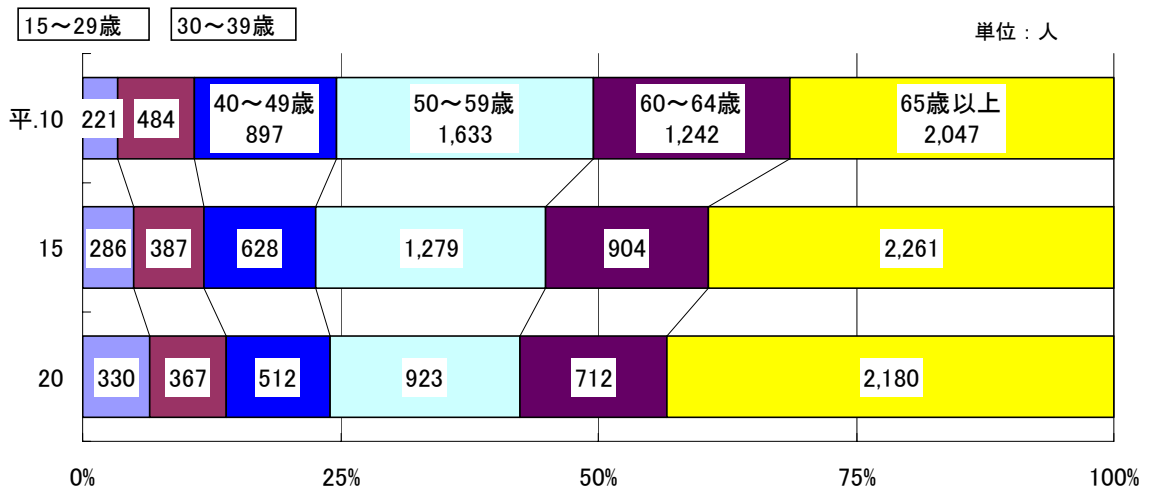
図5 性別漁業就業者数



イ 男子について年齢階層別に見ると、65歳以上が2,180人(構成比43.4%)、60～64歳712人(同14.2%)となっており、前々回調査から60歳以上が半数を超えている。

一方、15～29歳の若年層は330人(構成比6.6%)で、前回調査に比べ44人(15.4%)の増加となり、昭和38年以降はじめて増加に転じた前回調査に引き続き増加した。(図6)

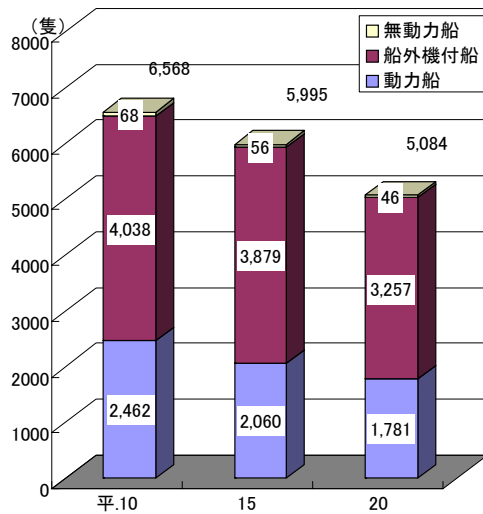
図6 男子年齢別漁業就業者構成比の推移



(4) 保有漁船（県系統調査）

経営体が過去1年間に使用し、調査日現在保有している漁船の総数は5,084隻で、前回調査と比べ911隻（15.2%）減少した。（図7）

図7 保有漁船の推移



| 年 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-------|---------|---------|---------|
| 増減数 | | | |
| 無動力船 | △ 25 | △ 12 | △ 10 |
| 船外機付船 | △ 381 | △ 159 | △ 622 |
| 動力船 | △ 236 | △ 402 | △ 279 |
| 計 | △ 642 | △ 573 | △ 911 |
| 増減率 | | | |
| 無動力船 | △ 26.9% | △ 17.6% | △ 17.9% |
| 船外機付船 | △ 8.6% | △ 3.9% | △ 16.0% |
| 動力船 | △ 8.7% | △ 16.3% | △ 13.5% |
| 計 | △ 8.9% | △ 8.7% | △ 15.2% |

(5) 漁業管理組織（農政事務所系統調査）

ア 漁業管理組織※6数は59組織で、前回調査に比べ10組織(20.4%)増加した。

イ 漁業管理組織を管理対象魚種別にみると、さざえを対象とする組織が30組織で最も多く、次いであわびを対象とする組織が21組織、いせえびを対象とする組織が20組織となっている。

(6) 地域活性化の取組（農政事務所系統調査）

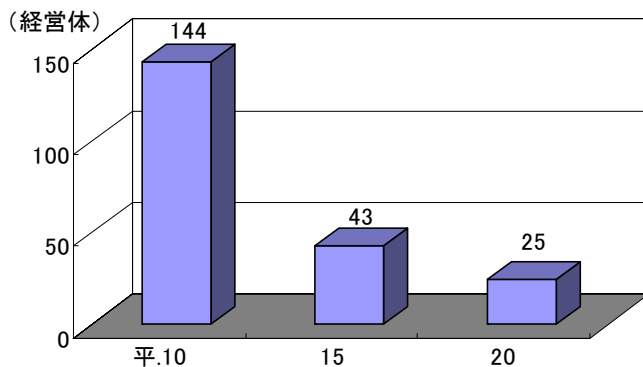
ア 活性化の取組として、漁業体験を行った漁協は7組合あり、その活動に約3千人が参加した。また、魚食普及活動を行った漁協は9組合で、その活動に約49万人が参加した。

イ 水産物直売所を運営する漁業協同組合は14組合で、その施設数は19施設であった。また、これらの水産物直売所を過去1年間に利用した人の数は約95万人であった。

2 内水面漁業（農政事務所系統調査）

(1) 湖沼漁業経営体※7数は25経営体で、前回調査に比べ18経営体(41.9%)減少した。（図8）

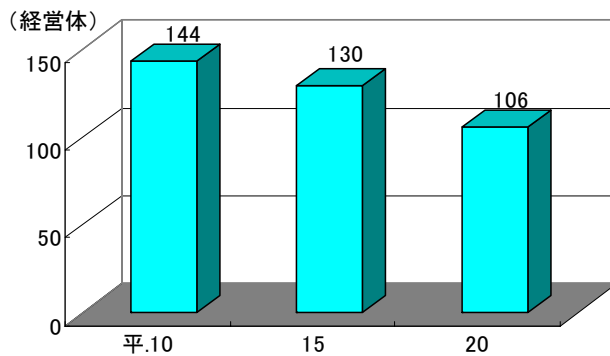
図8 湖沼漁業経営体の推移



| 年 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-----|--------|--------|--------|
| 増減数 | △291 | △101 | △18 |
| 増減率 | △66.9% | △70.1% | △41.9% |

(2) 内水面養殖業経営体※8数は106経営体で、前回調査に比べ24経営体(18.5%)減少した。
(図9)

図9 内水面養殖業経営体数の推移

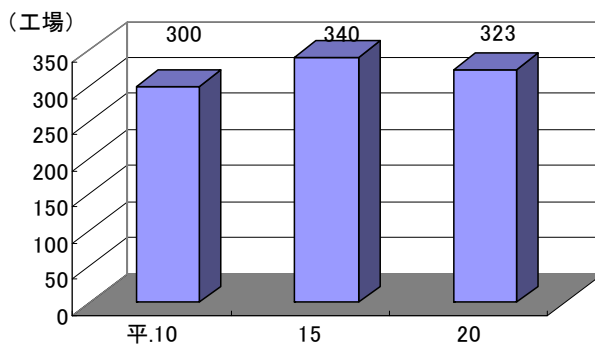


| 年 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-----|--------|-------|--------|
| 増減数 | △26 | △14 | △24 |
| 増減率 | △15.3% | △9.7% | △18.5% |

3 流通加工業（農政事務所系統調査）

(1) 冷凍・冷蔵工場数は323工場で、前回調査に比べ17工場(5.0%)減少した。(図10)

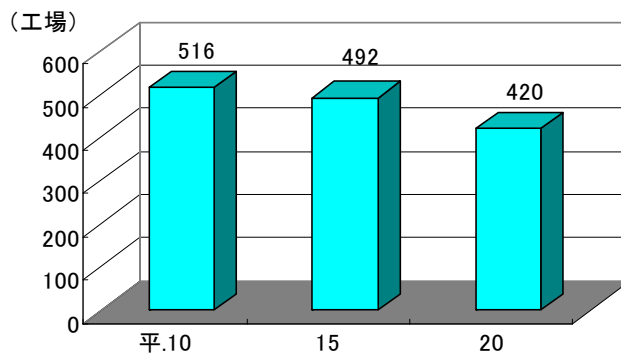
図10 冷凍・冷蔵工場数の推移



| 年 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-----|--------|-------|-------|
| 増減数 | △49 | 40 | △17 |
| 増減率 | △14.0% | 13.3% | △5.0% |

(2) 水産加工工場数は420工場で、前回調査に比べ72工場(14.6%)減少した。(図11)

図11 水産加工工場数の推移



| 年 | 5-10 | 10-15 | 15-20 |
|-----|--------|-------|--------|
| 増減数 | △95 | △24 | △72 |
| 増減率 | △15.5% | △4.7% | △14.6% |

(参考)

1 調査体系

| 調査の種類 | | 調査の対象 | 調査の系統 | 調査期日 |
|-------------|---------------|---------------------|---------------|---------------------------|
| 海面漁業 調査 | 漁業経営体調査 | 沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体 | 県系統調査 | 平成 20 年 11 月 1 日 現在 |
| | 漁業管理組織調査 | 沿海の市区町村に所在する漁業管理組織 | 農政事務所 系統調査 | |
| | 海面漁業地域調査 | 海面漁業協同組合 | | |
| 内水面 漁業調査 | 内水面漁業経営体調査 | 内水面漁業経営体 | 同上 | 同上 |
| | 内水面漁業地域調査 | 内水面漁業協同組合 | | |
| 流通加工 調査 | 魚市場調査 | 水産物の市場 | 同上 | 同上 |
| | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 | 冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所 | | |

2 用語の説明

※1 漁業経営体

過去 1 年間（平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

※2 漁業層別

漁業経営体が主として営む漁業種類と使用漁船の規模による分類をしたもの。

沿岸漁業層…漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層…動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層…動力漁船 1,000 トン以上の各階層を総称したものをいう。（本県では該当なし）

※3 専業別

専業…個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

第 1 種兼業…個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

第 2 種兼業…個人経営体で、満 15 年以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

※4 自営漁業の後継者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

※5 漁業就業者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で過去 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

※6 漁業管理組織

漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、魚場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。

※7 湖沼漁業経営体

過去 1 年間に、農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業または養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯または事業所をいう。

ただし、年間湖上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

※8 内水面養殖業経営体

過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ(餌)又は施肥を行い、養殖用または放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。